

民事訴訟法概論

高橋宏志

2016年3月発売/432頁/本体3400円+税
A5判/上製



Book Information

編集
担当者
から

本誌の好評連載「民事訴訟法案内」が、早速1冊にまとまりました。

一から手をひいて案内する、というよりは、学生さんのつまづくポイントを重視して、どうしてつまづくのか、どのように考えたらよいのか、という記述になっているため、書名が連載時の「案内」から「概論」へと変わっています。

連載で何度も出てきた「民事訴訟手続の円環的構造」ですが、本書でももちろん折にふれてこの文言が登場します。具体的にどの制度が何と関係しているのか、混乱された方は、本書の事項索引前の折り込み資料を見てみてください。心を落ち着けて線を追うと、手続の連関性がわかり、さらに理解が深まると思います。また、事項索引では、その語句を中心的に説明している箇所の頁数が、(とてもさりげなく)ゴシック体になっています。こちらもぜひご利用ください。(A)

Point!

P

ところどころに高橋先生からの叱咤激励が……。

100 第4章 訴訟事件

この効果は深刻であるので、各国の訴訟法は、当事者適格とは離れるけれども、判決が出る前にできるだけ利害関係人を訴訟に関与せよとする。また、判決が出た後は、利害関係人に一種の再審を認めよとする。ドイツ法が採る必要の呼出しの制度は、前者の例である。たとえば、嫡出否認の訴えを父親とされた者が子供を相手に提起すると、母親に必要な呼出しがなされる。必要の呼出しは、第1回口頭弁論期日だけでよく、呼び出された者はみずからの判断で当事者のどちらかに共同訴訟的補助参加をすることができ、と規律する(母親は、嫡出否認の訴えの被告たる子供の法定代理人として訴訟に附与するのが日本法であるが、ドイツ法では多少異なるようである)。必要の呼出しがなされなかった場合には、出された判決を争うことができる¹⁴⁾。ドイツの行政訴訟法では、職務で利害関係人を当事者とする途が開かれている。

わが国でも、人訴法28条が利害関係人への訴訟係属の通知を定める。死後認知訴訟は、検察官を被告として提起される(人訴12条3項)、父親とされる者の相続人に対して通知がなされる。よくできた規定であるが、顯示規定だとされておき、通知がない場合にも判決効に影響はない。また、人訴15条は、裁判所が職権で利害関係人を訴訟参加させることができるとし、この参加人は共同訴訟的補助参加人となる。とする。しかし、これも参加させなかった場合の制裁の規定はない。ともあれ、利害関係人を訴訟に引き込む途は、微弱であるものの、日本法でも用意されているに異ならない。

しかし、行訴法では34条に第三者の再審の訴えの規定があるが、判決が出た後の再審につきわが国人訴法には明文の規定がない。かえって、死後認知訴訟で検察官が被告となり請求認容判決が確定した後に、父親とされた者の子供たちが判決を知って再審の訴えを提起したとき、死後認知訴訟の被告適格を持たない子供たちには再審の原告適格はないとした判例がある(裁判平成元・11・10民集43巻10号1085頁)。ただし、会社訴訟であるけれども、最決平成25・11・13民集67巻8号1686頁[真議118]で変化のきざしがある。対効性を及ぼされる者の非統保障に、わが国の立法も判例も、まだ十分には対応していないようである。

¹⁴⁾ 資料集「民事訴訟法の理論」(F)(平成22年)213頁。裁判所成「い・わの対効性論」についての考(一)(2) 法誌104巻8号(昭和62年)1129頁、11号(昭和62年)1513頁。

101

第4章 審理

- 区分権主義——単立事項の制限
- 弁論主義
- 審理の展開形
- 訴訟行為
- 口頭弁論の手続
- 当事者の欠席
- 手続の停止

民事訴訟の概論も4分の1程度のところまで参りました。一編、余計なことを申します。皆さんは、個別の問題については本書を読んでおられるに十分かいたがけとしても、どこかイライラしていませんか。そうなんです。余計なことを申さないで、どこかイライラするんです。しかし、円環的構造の訴訟法を勉強するときには、これは我慢しなければなりません。分らないことには耐える力が訴訟法の勉強には必要なんです。第7章の既判力の取りまてると、先に分かるようになります。言葉、山登りするとき、途中の険しい道はここを歩いてくるの分らずイライラしても、ある高さに来ると急に風景が開けてくるのと同じです。民事訴訟法は抽象的な話が多く、4分の1程度の分が一番、辛いところです。本章の事理も、特に後半は、抽象論が多くイライラするところです。抽象論のところでは、具体例を思い浮かべて学びなければなりません(本書12頁)。もう少しの我慢です。頑張りますが、分らないことには耐える力は重要なんです。これが無いと、次の飛躍を望むことができません。いわゆる「分らないまま」っていうのは、この分らないことには耐える力を養ってこれないが故に、かえって有害なんです。

1 区分権主義——単立事項の制限

(1) 単立事項の制限とは、どのようなものか

訴訟は、訴訟物についての判断を求める手続だということができる。その訴訟物についての権限、すなわち、どういふものを訴訟物に据えるか、その訴訟物につき判決を求めるか否かの権限は、裁判所ではなく当事者にある。定義す